

利用できるサービス

- 介護保険で利用できるサービスには、要介護1～5と認定された方が利用できるサービス（介護給付）と、要支援1・2と認定された方が利用できるサービス（予防給付）があります。
- 予防給付は、介護予防（生活機能を維持・向上させ、要介護状態になることを予防すること）に適した、軽度者向けの内容・期間・方法で、サービスが提供されます。
- サービスのうち、地域密着型のサービスは、住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを提供するための枠組みで、事業所や施設がある区市町村にお住まいの方の利用が基本となります。
地域密着型サービス以外のサービスは他区市町村にある事業所や施設の利用も可能です。

ケアプランの作成

■居宅介護支援（要介護の方）

居宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人の希望などをもとに、居宅介護支援事業所がケアプランを作成し、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

■介護予防支援（要支援の方）

要支援状態の悪化防止や改善に重点を置き、利用者の自立に役立つ介護予防サービスが提供されるよう、目標を定め、地域包括支援センター又は区市町村から指定を受けた居宅介護支援事業所がケアプランを作成します。



※要介護、要支援とも、ケアプランは自分で作成することもできます。

家庭で受けるサービス

■訪問介護

要介護の方の利用

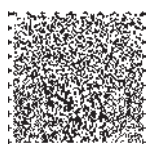
ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理や洗濯などの生活援助を行います。

要支援の方の利用

区市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」で提供されます。



※詳しくは、22 ページをご参照ください。



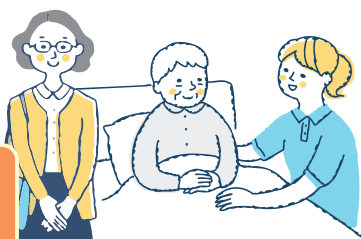
*印のサービスは、地域密着型サービスであるため、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 *

ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や療養上の世話などを行います。



要支援の方は
利用できません



■ 夜間対応型訪問介護 *

夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身の回りの世話を行います。



要支援の方は
利用できません

■ 訪問入浴介護

家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に持ち込むなどして入浴サービスを行います。



■ 訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に従って、療養上の世話や診療の補助などを行います。



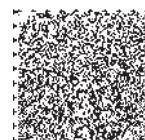
■ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を行います。



■ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院困難な利用者の心身の状況や環境などを踏まえ、指導や助言を行います。



利用できるサービス

施設などに出かけて受けるサービス

■通所介護、地域密着型通所介護*（デイサービス）

要介護の方の利用

施設に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能回復のための訓練・レクリエーションなどを行います。

また、口腔機能や栄養状態を改善するためのサービス、難病やがんの要介護者向けの、医療と連携したサービスを提供する事業所もあります。

※定員 19 人未満の小規模通所介護は、「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスで提供されます。

要支援の方の利用

区市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」で提供されます。



※詳しくは、22 ページをご参照ください。

■認知症対応型通所介護（デイサービス）*

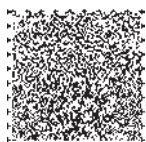
施設に通い、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるように、認知症高齢者に配慮した介護や機能訓練を受けます。



■通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を受けます。

また、口腔機能や栄養状態を改善するためのサービスを提供する事業所もあります。



■短期入所生活介護

(福祉系ショートステイ)

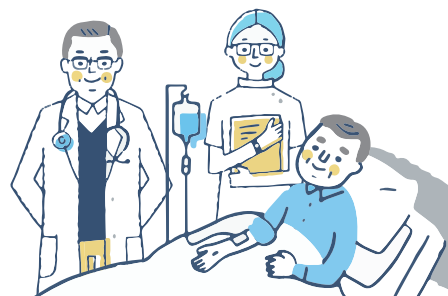
特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
また、連続した利用は30日までとなっています。



■短期入所療養介護

(医療系ショートステイ)

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院などに短期間入所し、医師や看護師等からの医学的管理のもと、療養上の世話や日常生活上の介護、機能訓練を受けます。
また、連続した利用は30日までとなっています。



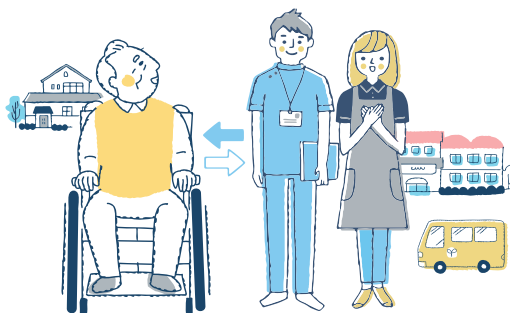
■小規模多機能型居宅介護*

身近な地域にある事業所で、主に通所により食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けます。
また、利用者の状態や希望に応じて、同じ事業所が宿泊や随時の訪問サービスを提供することで、要介護度が重くなっても在宅での生活が継続できるように支援します。

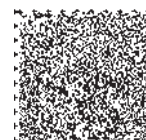


■看護小規模多機能型居宅介護*

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、同じ事業所が「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」といった複数のサービスを提供することにより、医療ニーズの高い利用者も、在宅での生活が継続できるよう支援します。



要支援の方は利用できません



利用できるサービス

施設などで生活しながら受けるサービス

■介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。食事や排泄など日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けます。

要支援の方は利用できません

■地域密着型介護老人福祉施設*

(地域密着型特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホームです(定員 30 人未満)。食事や排泄など日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けます。



要支援の方は利用できません

■介護老人保健施設

病状が安定し、病院から退院した方などが、在宅生活に復帰できるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を受ける施設です。



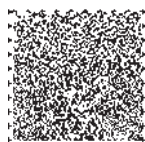
要支援の方は利用できません

■介護医療院

長期療養を必要とする人が入所して日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等のサービスと日常生活上の世話を受けます。



要支援の方は利用できません



*印のサービスは、地域密着型サービスであるため、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。

■認知症対応型共同生活介護*

(認知症高齢者グループホーム)

認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護や身の回りの世話を受けます。



要支援1の方は利用できません

1 か月当たりの利用者負担のめやす (介護老人福祉施設)

施設種別等		利用者負担 段階 (注1)	介護サービス費 (注2) (特別区・1割負担の場合)	食 費	居住費	合 計
ユニット型 介護老人 福祉施設 (ユニット型 特別養護 老人ホーム)	ユニット型 個室	第1段階	15,000	9,000	26,400	50,400
		第2段階	15,000	11,700	26,400	53,100
		第3段階①	21,900～24,600	19,500	41,100	82,500～85,200
		第3段階②	21,900～24,600	40,800	41,100	103,800～106,500
		第4段階	21,900～31,200	(注4)	(注4)	—
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	従来型 個室	第1段階	15,000	9,000	11,400	35,400
		第2段階	15,000	11,700	14,400	41,100
		第3段階①	19,300～24,600	19,500	26,400	65,200～70,500
		第3段階②	19,300～24,600	40,800	26,400	86,500～91,800
		第4段階	19,300～28,500	(注4)	(注4)	—
	多床室 (相部屋)	第1段階	15,000	9,000	0	24,000
		第2段階	15,000	11,700	12,900	39,600
		第3段階①	19,300～24,600	19,500	12,900	51,700～57,000
		第3段階②	19,300～24,600	40,800	12,900	73,000～78,300
		第4段階	19,300～28,500	(注4)	(注4)	—

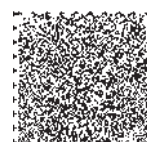
注1 表の「利用者負担段階」は、保険料における所得段階とは異なります。

注2 「介護サービス費」は要介護度、地域及び所得の状況によって異なります（上表は特別区に所在する施設で1割負担の方の場合）。また、心身の状態や施設の体制等により、療養食加算や認知症専門ケア加算等が加算されます。

注3 第1～第3段階の介護サービス費・食費・居住費は、国が定めた負担限度額を超えた分の「補足給付」及び11ページの「高額介護サービス費」の適用後の額で、利用者負担の上限額となります。居住費は、令和6年8月改正後の負担限度額を適用しています。

注4 利用者負担段階が第4段階の方の食費・居住費は、いずれも利用者と施設との契約により決められます。

注5 歯ブラシや化粧品等の日用品やインフルエンザの予防接種、嗜好品等も利用者負担となり、いずれも利用者と施設との契約により決められます。



利用できるサービス

施設などで生活しながら受けるサービス

■ 特定施設入居者生活介護

介護保険の事業者指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで介護を受けます。なお、施設外の事業者からサービスを受ける「外部サービス利用型特定施設」もあります。



■ 地域密着型特定施設入居者生活介護*

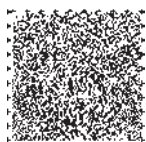
介護保険の事業者指定を受けた、小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームなど（定員 30 人未満）で介護を受けます。なお、地域密着型特定施設の入居者は、要介護の方やその配偶者等に限られ（介護専用型特定施設）、介護サービスを受けられるのは要介護の方のみとなります。

要支援の方は利用できません

〈地域密着型サービスとは〉

住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを受けながら生活を継続できるように、設けられているサービスの枠組みです。

- サービスは、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。
- 事業所や施設の指定・指導などを区市町村が実施します。
- 地域の実情に応じて、区市町村が介護報酬を設定できます（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ）。
- 指定（拒否）や指定基準・報酬の設定に地域住民などが関与する、公平で公正透明な仕組みとなります。



その他のサービス

■福祉用具貸与

要介護 2 ～ 5 の方の利用

介護用ベッドや車いす、床ずれ防止用具など、在宅生活を支える道具が借りられます。

要介護 1・要支援の方の利用

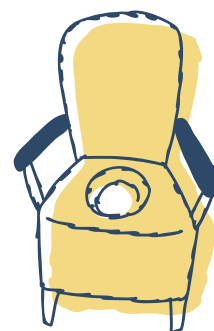
生活機能の維持・向上に役立つ福祉用具（福祉用具貸与のうち、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するもの））に限定して借りることができます。



■福祉用具購入費の支給

腰掛け便座や特殊尿器、入浴用いすなど、貸与にならない福祉用具を、指定を受けた事業者から購入した場合、その費用が支給されます。

利用者がいったん全額を支払った後、負担割合に応じて、支払った額の一部が介護保険から払い戻されます（支給額には限度があります）。



■貸与と購入の選択が可能な種目・種類

「固定用スロープ」「歩行器（歩行車は除く）」「単点杖（松葉杖を除く）」「多点杖」については、上記の「福祉用具貸与」または「福祉用具購入費の支給」のいずれかを選択することができます。



■住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差の解消など、小規模な住宅改修に要する費用が支給されます。

利用者がいったん全額を事業者を支払った後、負担割合に応じて、支払った額の一部が介護保険から払い戻されます（支給額には限度があります）。

*住宅改修を行う前に区市町村へ住宅改修申請書等を提出する必要があります。詳細については区市町村へお問合せください。

